

**令和6年度山形県総合スキー大会
第79回国民スポーツ大会冬季大会スキー競技会山形県予選会要項**

- 1 主 催 (公財)山形県スポーツ協会・山形県・
山形県高等学校体育連盟・山形県中学校体育連盟・山形市・上山市教育委員会・
山形県スキー連盟
- 2 後 援 (公財)山形市スポーツ協会・上山市スポーツ協会・
蔵王温泉観光協会・蔵王索道協会・蔵王温泉観光(株)・蔵王坊平観光協議会・
蔵王ライザワールド(株)
- 3 協 力 陸上自衛隊第20普通科連隊・山形市スキー連盟
- 4 主 管 山形県スキー連盟・山形市スキー連盟・上山市スキー連盟・
米沢スキージャンプクラブ
- 5 期 日 令和7年1月12日(日) ～ 19日(日)
- 6 会 場 ①アルペン(山形市 蔵王温泉スキー場)
②クロスカントリー(上山市 上山・坊平高原クロスカントリー競技場)
③スペシャルジャンプ(山形市 アリオンテック蔵王ジャンツェ)
※コンバインド競技は、12月18日開催の第43回名寄コンバインド大会を予選会とする。

7 競技種目

大会名	種別	部 別	クロスカントリー			ジャンプ		アルペン
			男子 10 Km	男子 5 Km	女子 5 Km	コン バイ ンド	ス ペ シ ャ ル	ジ ャ ス イ ラ ア ロ ン ト ム
県 総 合 ス ポ ー ツ 予 選	成 年 男 子	A	○			○	○	○
		B	○			○	○	○
		C		○				○
	少 年 男 子			○			○	○
	成 年 女 子		A			○		○
			B			○		○
	少 年 女 子				○			○

8 競技日程

種目 月日	アルペン	クロスカントリー	スペシャルジャンプ
1月12日 (日)		監督会議(たいらぐら) 14:00	
1月13日 (月)			
1月14日 (火)			
1月15日 (水)			
1月16日 (木)		【国体予選クワシカル競技】 少年女子 5km 10:00 成年女子A・B 5km 10:00 成年男子C 5km 10:00 少年男子 10km 10:30 成年男子A・B 10km 10:30	
1月17日 (金)			
1月18日 (土)	チームキャプテン会議 蔵王温泉体育館 17:00 予定		監督会議 (蔵王ジャンプ台競技本部) 14:30 スペシャルジャンプ 公式練習 16:00
1月19日 (日)	【国スポ予選】 大回転 男子・女子 10:00		【国スポ予選】 スペシャルジャンプ 9:00 (アリオンテック蔵王ジャンツェ)
1月20日 (月)	国スポ選手選考会 10:30 ～ 山形市スポーツ会館		

9 参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準

選手及び監督の参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準は、次のとおりとする。

なお、参加資格については、「第79回国民スポーツ大会参加資格、所属都道府県及び年齢基準等の解釈・説明」を併せて確認すること。

(1) 参加資格

ア 日本国籍を有する者であることとするが、選手及び監督のうち、次の者については、日本国籍を有しない者であっても、大会に参加することができる。

(ア) 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち「永住者」（「日本国との平和条約に基づき日本国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」に定める「特別永住者」を含む。）

(イ) 少年種別年齢域に該当し、次の要件をいずれも満たす者

a 「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍する学生又は生徒で、「13参加申込方法」で定めた参加申込締切時【2025年1月22日（水）】に1年以上在籍していること。

b 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち、「留学」又は「家族滞在」又は「定住者」に該当していること。

(ウ) 成年種別年齢域に該当し、次の要件をいずれも満たす者

a 少年種別年齢域にあった時点において前号（イ）に該当していた者であること。

b 「出入国管理及び難民認定」に定める在留資格のうち、大会参加時から終了時まで「留学」に該当しないこと。

[注] 上記（ウ） b について、大学及び専修学校等に在籍する成年種別の年齢域に該当する者は、「出入国管理及び難民認定法」に定める「留学」以外の在留資格を有する場合も「留学」と同等に扱う。

イ 選手及び監督は、所属都道府県のスキー連盟会長（代表者）と体育・スポーツ協会会長（代表者）が代表として認め選抜した者であること。

ウ 特別大会又は第78回大会（都道府県大会及びプロック大会を含む。）において選手又は監督として参加した者は、次の場合を除き、特別大会又は第78回大会と異なる都道府県から参加することはできない。

(ア) 成年種別

a 「学校教育法」第1条に規定する学校を卒業した者

b 結婚又は離婚に係る者

[注] a 及び b は当該要件発生後、初めて参加する者に限る。

c ふるさと選手制度を活用する者（別記1「国民スポーツ大会ふるさと選手制度」による。）

d 東日本大震災に係る参加資格特別措置を活用する者（別記4 f「東日本大震災に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」による。）

e 能登半島地震に係る参加資格特別措置を活用する者（別記5「能登半島地震に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」による。）

(イ) 少年種別

a 「学校教育法」第1条に規定する学校を卒業し者

b 結婚又は離婚に係る者

c 一家転住に係る者（別記2「『一家転住等』に伴う特例措置」による。）

[注] a から c は当該要件発生後、初めて参加する者に限る。

d 東日本大震災に係る参加資格特別措置を活用する者（別記4・「東日本大震災に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」による。）

e 能登半島地震に係る参加資格特別措置を活用する者（別記5「能登半島地震に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」による。）

エ 選手と監督の兼任は、同一種別内に限る。

オ 選手及び監督は、回数を同じくする大会において、冬季大会及び本大会にそれぞれ1競技に限り参加できる。

カ 選手及び監督は、回数を同じくする大会において、異なる都道府県から参加することはできない。

キ 選手、監督並びに本部役員帯同のスポーツドクター及びアスレティックトレーナーは、大会参加前の1年以内に公益財団法人日本スポーツ協会（以下「日本スポーツ協会」という。）が指定するアンチ・ドーピング教育を受講し、「国スポ本戦出場前のアンチ・ドーピング教育履歴」に記載した者であること。

- ク 上記のほか、選手については次のとおりとする。
(ア) 都道府県大会に参加し、これに通過したものであること。
(イ) 健康診断を受け、健康であることを証明された者であること。
(ウ) ドーピング検査対象に選定された場合には、検査を受けなければならない。
- ケ 上記のほか、監督については公益財団法人日本スポーツ協会（以下「日本スポーツ協会」という。）公認スポーツ指導者制度に基づく公認スキー・スノーボードコーチ1、公認スキー・スノーボードコーチ2、公認スキー・スノーボードコーチ3、公認スキー・スノーボードコーチ4、公認スキー教師、公認スキー上級教師のいずれかの資格を有する者であること。

(2) 所属都道府県

所属都道府県は、次のいずれかが属する都道府県から選択することができる。

ア 成年種別

- (ア) 居住地を示す現住所
(イ) 勤務地
(ウ) ふるさと（別記1 「国民スポーツ大会ふるさと選手制度」による。）

イ 少年種別

- (ア) 居住地を示す現住所
(イ) 「学校教育法」第1条に規定する学校の所在地（以下「学校所在地」という。）
(ウ) 勤務地
〔注〕「居住地を示す現住所」、「勤務地」、「学校所在地」のいずれかから参加する場合は、2024年4月30日以前から各競技会終了時（2025年2月16日）まで、引き続き当該地に、それぞれ居住、勤務又は通学していなければならない。ただし、次の者はこの限りではない。

〔成年種別〕

- a 別記3 「トップアスリートの国民スポーツ大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者

〔少年種別〕

- a 別記2 「『一家転住等』に伴う特例措置」の適用を受ける者
b 別記3 「トップアスリートの国民スポーツ大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者

(3) 選手の年齢基準

ア 成年男子

- (ア) A（18歳以上26歳未満）
1998年4月2日から2006年4月1日までに生まれた者
(イ) B（26歳以上34歳未満）
1990年4月2日から1998年4月1日までに生まれた者
(ウ) C（34歳以上）
1990年4月1日以前に生まれた者
ただし、スペシャルジャンプ及びコンパインドについては、成年男子Aは27歳未満（1997年4月2日以降に生まれた者）、成年男子Bは27歳以上（1997年4月1日以前に生まれた者）とする。

イ 成年女子

- (ア) A（18歳以上24歳未満）
2000年4月2日から2006年4月1日までに生まれた者
(イ) B（24歳以上）
2000年4月1日以前に生まれた者

ウ 少年男子及び少年女子

- 2006年4月2日から2010年4月1日までに生まれた者

別記1 【国民スポーツ大会ふるさと選手制度】

成年種別年齢域の選手は、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項〔国民スポーツ大会開催基準要項第8項第1号及び第10項第4号（参加資格及び年齢基準等）〕に基づき、下記のいずれかを拠点とした都道府県から参加することができる。

- (1) 居住地を示す現住所
(2) 勤務地
(3) ふるさと

- 2 「ふるさと」とは、卒業小学校、卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県とする。ただし、JOC エリートアカデミーに係る選手については、別に定める「JOCエリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」の第3項により取り扱うものとする。
- 3 我が国の競技力向上を支援する観点より、日本国籍を有する者及び「永住者」については、日本における滞在期間に関わらず、本制度を活用できるものとする。ただし、「日本国籍を有する者及び『永住者』」に該当しない者であっても、当該大会年の4月30日（冬季大会は前年の4月30日）以前から本大会終了時（冬季大会は各競技会終了時）まで継続的に日本に滞在している場合は、本制度を活用できるものとする。なお、やむを得ない事情により、一時的に日本を離れる場合は、総日数の半数を超えて日本で滞在していること。
- 4 「ふるさと選手制度」を活用し参加を希望する選手は、予め所定の方法により「ふるさと」を登録しなければならない。なお、一度登録した「ふるさと」は、変更できないものとする。
- 5 「ふるさと」から参加する選手は、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項－(1)(1)－③（国内移動選手の制限）に抵触しないものとする。
- 6 ふるさと選手制度の活用については、原則として、1回につき2年以上連続とし、利用できる回数は2回までとする。
- 7 参加都道府県は、「ふるさと選手」を所定の様式、方法により、当該大会実施要項で定めた参加申込締切期日までに山形県総合右記一大会事務局宛に提出する。

別記2 【「一家転住等」に伴う特例措置】

転校への特例

- 1 次の内容をすべて満たすことにより、国内移動選手の制限（国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項－(1)－1)－③（国内移動選手の制限）に抵触しないものとする。
 - (1) この特例の対象は、少年種別年齢域への参加者に限る。
 - (2) 本特例を受けることができるのは、一家転住等やむを得ない理由に限ることとする。

なお、「一家転住等」とは概ね次のことを言う。

 - ア 親の転勤による一家の転居
 - イ 親の結婚、離婚による一家の転居
 - ウ 上記以外に、やむを得ない理由による一家の転居
 - (3) 転居した時点に応じて、以下の手続きを終了していること。
 - ア 本特例を受けようとする参加者は、下記2（1）の場合は転居元、下記2（2）の場合は転居先が属する都道府県体育・スポーツ協会及び都道府県競技団体に対し、その旨報告すること。
 - イ 報告を受けた都道府県体育・スポーツ協会及び都道府県競技団体は、下記2（1）の場合は転居先、下記2（2）の場合は転居元が属する都道府県体育・スポーツ協会及び都道府県競技団体に対し、その旨を報告し了承を得ること。
- 2 本特例を受ける当該大会において、参加することができる都道府県は以下のとおりとする。
 - (1) 転居した時点において、以下に該当する場合は転居元が属する都道府県から参加することができる。
 - ア 転居先が属する都道府県の代表が既に決定している場合
 - イ 当該参加者が、転居元が属する都道府県の代表として既に決定している場合
 - ウ 当該参加者が、転居元が属する都道府県の代表選考過程にある場合
 - (2) 転居した時点において、以下に該当する場合は転居先が属する都道府県から参加することができる。
 - ア 転居元が属する都道府県において、当該大会における都道府県代表の選考が開始されていない場合

別記3 【トップアスリートの国民スポーツ大会参加資格の特例措置】

我が国の競技力向上を支援する観点より、一定の競技力を有する選手に対して、「トップアスリートの国民スポーツ大会参加資格の特例措置（以下「本特例」という。）」を下記のとおり定める。

- 1 特例の対象となる選手

本特例の対象となる選手は、下記の条件のいずれかを満たす者とする。

 - (1) 大会開催の直近に開催されたオリンピック競技大会（冬季競技はオリンピック冬季競技大会）に参加した者。
 - (2) 大会開催年の4月30日（冬季大会は前年10月31日）時点で、下記のいずれかに該当し、各中央競技団体が本特例の対象として認めた者。
 - ア JOC オリンピック強化指定選手
 - イ 各競技（種目）における国内ランキング上位10位以内の者

ウ 中央競技団体が定めた強化指定選手

※強化指定ランクについては、各競技における全日本選手権大会入賞レベル以上のカテゴリーを対象とする。

2 特例の内容

(1) 予選会の免除

本特例の対象となる選手については、都道府県予選会及びブロック大会を経ずに国民スポーツ大会本大会に参加することができるものとする。ただし、ブロック大会実施競技種目・種別においては、当該都道府県代表選手又はチームがブロック大会に参加し、本大会参加枠を獲得している場合とする。

(2) 資格要件（日数要件の緩和）

本特例の対象となる選手が所属都道府県として「居住地を示す現住所」又は「勤務地」

を選択する場合は、日数に関する要件を定めないこととし、以下のとおりとする。

ア 居住地を示す現住所

次の要件をいずれも満たすものとする。

(ア) 当該大会開催年の4月30日以前（冬季大会はこの前年同日）から大会終了時まで引き続き、住民票記載の住所に存する都道府県において生活している実態があり、当該都道府県以外（海外を含む）において生活している実態がないこと。なお、生活の実態については、下記要件により判断する。

- a. 自ら所有する住居、又は自らの名義で住居を賃借していること。
- b. 当該住居に生計を一にする家族と共に住んでいること。
- c. 当該住居の水道光熱費など費用を自ら負担していること。
- d. 当該住居に主要な家財道具が存すること。

(イ) 合宿、試合等により当該都道府県外で活動を行う場合、当該都道府県を移動の起点としていること。

イ 勤務地

次の要件をいずれも満たすものとする。

(ア) 当該大会開催年の4月30日以前（冬季大会はこの前年同日）から大会終了時まで引き続き、雇用主と雇用契約を締結した上で、当該都道府県内に存する雇用主の会社や事業所等に現実に通勤し、勤務していること。

(イ) 当該都道府県内で、競技普及活動等の事業に参加すること。

10 競技規則

(1) 本要項に定める以外は全日本スキー連盟競技規則最新版に準拠する。

(留意事項)

- ①クロスカンントリー競技は、クラシカル走法で行う。
- ②ジャイアントスラローム競技は種別・部別ごとに1本レースで行う。
- ③ジャイアントスラローム競技のスタート順は'24～'25年度SAYポイントを参考に組織委員会の責任により決定する。
- ④ジャンプ・コンバインドジャンプのサマー及び12月15日までのポイントを参考に組織委員会の責任により決定する。

11 表彰

(1) 種目別賞状の授与は、3位までとする。

12 参加申し込みについて

(1) 一覧表（チームで1名の参加の場合も一覧表を利用すること。）

各種目毎一覧表1枚（様式1-1）記入のこと。

(2) 宿泊申込

宿泊申し込みは大会事務局を通さずに、学校等の団体が直接申込願います。

(3) 申し込み期日 **令和6年12月18日（水）必着のこと。（厳守）**

(4) 参加料 参加者1名につき

成年（大学生を含む）3,500円、少年2,800円を申込書と同時に送金すること。
なお、すべて下記口座振り込み送金すること。（いかなる場合でも現金は受け取らない）
少年（中学・高校）監督は、引率責任者（中学校長・高等学校長が認めた教員・コーチ）を兼ねるものとする。また、監督会議・チームキャプテン会議には必ず出席のこと。

参加料の振り込み送金の写しをメールで送られていない場合の申し込みを受理しない。

※振り込み送金先

振込銀行：山形銀行 南館支店 普 0517909

口座名：山形県総合スキー大会実行委員会 会長 富田 政利

（振込手数料は申込者でご負担願います。）

(5) 申し込み先及び方法 ア、イの両方で申し込む(今年度より変更になります)

ア 郵送

〒990-2477 山形市長苗代61番地 山形市スポーツ会館内 山形県スキー連盟

『令和6年度山形県総合スキー大会

第79回国民スポーツ大会冬季大会スキー競技会山形県予選会』事務局 宛

※封筒に「令和6年度山形県総合スキー大会第79回国民スポーツ大会冬季大会スキー競技会山形県予選会申し込み書在中」と記載のこと。

※アルペン・クロスカントリー・ジャンプなど2種目以上の参加料を同時に振り込む場合は、申込書と別に振り込み詳細を同封してください。(様式自由)

イ メール

①一覧表(様式1-1)をエクセルシートのまま(PDF化しない)で期限まで下記メールへ送ってください。(印なしで結構です)

②参加料振込書のPdfまたはjpgで下記メールへ送ってください。

件名 : 県総合スキー国体予選申込(所属チーム名)

ファイル名 : 県総合スキー国体予選申込(所属チーム名).xlsx

県総合スキー国体予選振込(所属チーム名).pdf or .jpg

メール送り先 : saysoutai@gmail.com

(6) 問い合わせ先(県連事務局でなく下記担当者へ)

アルペン競技・・・庄司 優(090-3127-4605)

クロスカントリー競技・・・沼澤 竜介(080-2820-3516)

ジャンプ・コンバインド競技・・・齋藤 勉(090-3759-6794)

(7) 中学生・高校生の参加は、当核学校長の認知書を添えること。

(8) 申込み期日に遅れたものはいかなる理由があっても申込みを受理しない。

(9) エントリー後、参加料は返金しない。

1.4 国スポ選手選考は、予選会等の結果を十分に考慮し山形県代表メンバーを選手選考会議で選出する。

1.5 その他

(1) 役員、選手への公式掲示は各会場で行う。

(2) 雪不足など不測の事態が発生した場合は組織委員会を開催し協議する。会場や日程等に変更がある場合は県スキー連盟HPに掲載する。

(3) 県予選会では国民体育大会参加者傷害補償制度は適用になりません。各自傷害保険等に参加し参加すること。責任は一切負いません。

(4) 災害発生時には各会場の避難経路に従い避難すること。または、山形市、上山市の災害ガイドラインに従うこと。

(5) 「ふるさと選手制度」を活用し参加する者は、届け出を令和6年12月18日(水)

まで、必要事項を記入のうえ届けを出すこと。届け出のない者は参加を認めない。

(特に大学1年生は注意すること)

